

憲法判例百選コンプリート講座 追加判例 論証

**14 公務員による政党機関紙の配布 一堀越事件（最大判平成24年12月7日）**

<判例の規範で書いたバージョン>

Xの配布行為は、国家公務員法110条1項19号、102条1項、人事院規則14-76項7号・13号（以下まとめて「本件罰則規定」という）の構成要件に該当するか、「政治的行為」の意義が問題となる。そして、刑罰法規の構成要件の解釈にあたっては、憲法に反しないよう（憲法98条1項）、憲法の趣旨を考慮して解釈しなければならない。

↓

ここで、Xの配布行為に本件罰則規定を適用することは、Xのビラ配りの自由を制約している。そして、ビラ配りは、自らの思想を表現する行為といえるので、本件罰則規定の適用は、Xの表現の自由（21条1項）を制約することになる。

↓

しかし、表現の自由も絶対無制約ではなく、公共の福祉による内在的制約を受ける。さらに、憲法は公務員関係の存在と自律性を憲法秩序の構成要素として認めていることから、公務員は一般市民以上に表現の自由の制約を受ける。ではどの程度の制約が許されるのか、具体的な切り分けが問題となるが、問題となっている人権の重要性、制約の必要性、制約の態様及び程度を総合考慮して決定すべきである。そして、目的達成のために必要な限度を超えている場合は違憲となる。

↓

本問で問題となっている、ビラ配りは政治活動の一環としてなされたものである。そして、このような政治活動の自由は、①自らの思想を表明することによって自己の人格を發展させる自己実現の価値のみならず、②立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的な人権であって、民主主義社会を基礎付ける自己統治の価値を有する重要な権利である。

一方、国家公務員法102条1項は、公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって行政の中立的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することを目的としているが、これは極めて重要である。そして、制約の態様は公務員の政治的行為を一律に、刑罰をもって規制している。

↓

この点、目的は極めて重要であるが、権利も重要であり、制約の態様も厳しいことを考えると、目的達成のため必要な限度を超え、憲法21条1項に反すると言わざるを得ない。

↓

しかし、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもののみを刑罰の対象としていると解すれば、未だ目的達成のため必要な限度内の制約といえ違憲とは言えない。

↓

従って、本件罰則規定はこのような限定解釈を加えられる。そして、Xの行為は、管理職的地位にない公務員が、職務とまったく無関係に、公務員により組織される団体としての活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものであるから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえず、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しない。

↓

よって、Xは無罪である。

※補足意見、判例が援用しているよど号ハイジャック記事抹消事件を参考にした。判例の規範をまとめると、「人権の重要性、制約の必要性、制約の態様及び程度を総合考慮して目的達成のために必要な限度を超えている場合は違憲」となる。

また、補足意見によると、当該判例は、合憲限定解釈の手法ではなく、通常の法令解釈に

おける限定解釈の手法をとったものである。

## 21 住基ネットの合憲性（最大判平成20年3月6日）

<判例の規範で書いたバージョン>

Xは、住基ネットにより台帳に掲載されている住民票コードの削除を求めている。では、住基ネットが憲法に違反するか。

ここで、住基ネットは、氏名・生年月日・性別・住所の4情報に、住民票コード及び転入・出生等の変更情報を加えた本人確認情報を、市町村・都道府県・国の機関等で共有してその確認ができるというネットワークシステムであるが、このような情報を公開されない自由がそもそも人権として保障されているかが問題となる。

↓

この点、憲法13条によって新しい人権が認められると解する。なぜなら、個人の尊厳を確保するために、憲法制定当初は予定されていなかった権利を憲法上保障すべきであるし、13条の幸福追求権は、包括的権利としての性質を有しているからである。

↓

しかし、新しい人権を無制限に認めていくと、人権のインフレ化が起これり、既存の人権の価値が低下する。そこで、人格的生存に不可欠なもののみ13条によって保障されると解する。

↓

では、住基ネットで4情報を公開されない権利は、人格的生存に不可欠といえるか。

↓

住基ネットで公開が予定されている情報のうち、4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、個人の内面にかかわる重要な情報とはいえない。

↓

これらのことを考慮すると、住基ネットによる個人情報の公開は、重要でない情報を公開するにすぎず、人格的生存を害するとは言えない。

↓

しかし、憲法上の人権でなくとも、国民の権利を侵害する場合は、比例原則の規制を受ける。具体的には、国民の権利を制約する措置を取る場合は、目的の正当性と手段の最小限度性が必要だと解する。

↓

ここで、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化を目的とするものであり、これは正当といえる。

↓

さらに、住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない。また、受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えいは、懲戒処分または刑罰をもって禁止されている。加えて、住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている。これらのことを考えると、本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているとはいえない。

具体的な危険が生じていない以上、手段の最小限度性を論じる以前に、国民に対する権利制約はほとんどない。

↓

これらのことを考慮すると、住基ネットによる個人情報の公開は、憲法に違反しない。